

令和6年度

第4回

コミュニティ懇話会資料

～各部局からの報告事項～

日時 令和7年1月17日（金） 午後3時30分

会場 歴史文化伝承館 2階 ホール

《各部局からの報告事項目次》

【総務部】

- 1 報奨金支給制度（地域ボランティア除雪隊・自主防災組織）について・・・・・・・・ 1

【市民部】

- 1 後付け安全運転支援装置設置費補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 第51回秩父市青少年文化展の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【福祉部】

- 1 民生委員・児童委員の一斉改選について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【保健医療部】

- 1 秩父市健康推進員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【環境部】

- 1 町会資源ごみ収集報奨金について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【農林部】

- 1 「第75回全国植樹祭」100日前記念イベントの開催について・・・・・・・・ 5

《総務部》

1. 【報奨金支給制度（地域ボランティア除雪隊・自主防災組織）について】 担当課名：総務課

町会（地域ボランティア除雪隊・自主防災組織）が行う除雪作業等につきましては、積雪量など一定の条件のもと、報奨金を支給します。

支給基準

積雪量は、気象庁の観測で概ね**20cm以上を目安**とし、市が、その都度、降雪状況、市民生活の支障の度合い等を総合的に判断し、町会に対し、報奨金の支給を行うか否かを決定いたします。

支給対象

- ・町会が必要と認める除雪及び残雪処理作業であること。
- ・主に道路や多くの方が利用する場所等の除雪作業であること。ただし、除雪困難な世帯への除雪、町会が認めるものは対象となる。
- ・公道（国道・県道・市道）の除雪作業は、全てが対象となる。
- ・私道は、3世帯以上が使用している場合とする。ただし、高齢者単身世帯の場合は例外として支給対象とする。
- ・雪置き場は、町内の住民が自由に残雪を搬入できること。など

支給額

- ・重機の使用（除雪作業に代用できる重機（市貸与の小型除雪機を含む））
1台1日につき**1万円**（半日：5千円） ※1日とは6時間以上程度
- ・車両の使用（除雪した雪を雪置き場等へ輸送する場合のトラック等の車両）
1台1日につき**5千円**（半日：2千500円） ※1日とは6時間以上程度
※市貸与の小型除雪機を除雪場所に移動するための運搬車両も対象となります。
- ・雪置き場の提供（原則100㎡以上）
1か所につき**3千円**
※1シーズン中、同じ所有者の同じ土地（場所）を雪置き場として使用する場合には、1シーズンを通して1回のみの支給となります。

報奨金の支給対象となる場合には、町会向けの安心・安全メールや、総務課からの文書等でお知らせいたします。各町会長の皆さまにおかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、報奨金の申請や取りまとめ等をお願いしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

連絡先：直通22-2251

《市民部》

1. 【後付け安全運転支援装置設置費補助金について】

(ペダル踏み間違い急発進等抑制装置)

担当課名：市民生活課

自動車の急発進等に起因する交通事故の発生を防止するため「後付け安全運転支援装置」の設置補助を行います。概要については以下のとおりです。

補助対象者 次の条件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有し、設置日現在で満65歳以上の方
- ②非営利かつ自ら使用する自動車に**令和6年4月1日以降**に安全装置を設置した方
- ③有効期限内の自動車の運転免許を保有している方
- ④市税を滞納していない方

補助対象の自動車 次の条件を全て満たす車両

- ①普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車（事業用は対象外）
- ②自動車検査証「使用者の氏名又は名称」の欄に申請者の氏名が記載されていること。

補助金額

設置費総額（本体＋部品＋工賃の総額（消費税込））の1/2（1,000円未満切捨て）以内の額とし、**上限25,000円で1人1台（回）限り**です。

申請期間

令和7年1月6日（月）～令和7年3月31日（月）

申請書類

- ①補助金交付申請書兼請求書
 - ②自動車検査証（使用者欄が申請者本人）の写し
 - ③有効期限内の自動車運転免許証の写し（両面）
 - ④設置販売事業者が発行する安全装置名称、設置費、内訳、設置日などが確認できる書類の写し※特に国土交通省の性能認定を受けた商品であることがわかるように設置店へ依頼してください。
 - ⑤購入・設置費用の支払いが完了したことを証する書類の写し
- ※①の申請書は、市民生活課および各総合支所窓口を設置のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

連絡先：直通26-1133

2. 【第51回秩父市青少年文化展の開催について】担当課名：生涯学習課

秩父市・秩父市青少年育成協議会では、次代を担う青少年の情操と教養文化の高揚を図り、併せて青少年の健全育成を推進するため、「第51回秩父市青少年文化展」を開催します。各青少年育成会や学校、学童保育室などから出品された書道の部、年賀絵はがきの部、絵画の部の約1,000点もの作品が会場いっぱいに表示されます。

かわいい作品や大人顔負けの作品など、どの作品も力作ばかりです。

ぜひ、ご家族・ご友人をお誘い合わせの上、ご来場ください。

日 時	1月31日（金）午後1時～午後5時 2月 1日（土）午前9時～午後5時 2月 2日（日）午前9時～午後5時
会 場	歴史文化伝承館 1階 歴史文化交流フロア一、多目的室、美術陶芸室
入場料	無料
後 援	秩父市教育委員会

連絡先：直通22-0420

《福祉部》

1. 【民生委員・児童委員の一斉改選について】 担当課名：社会福祉課

令和4年12月1日付け委嘱されました民生委員・児童委員さんの3年の任期が、本年11月30日で任期満了となります。

つきましては、4月初旬ごろ、各町会長さんに民生委員・児童委員の候補者の選出につきましてご依頼させていただく予定ですのでよろしくお願い致します。

なお、年齢要件は、12月1日現在で78歳未満の方となっております。ただし、今回から再任者に限り、「78歳未満の適任者がいないこと」「本人の同意と意欲があり、健康状態にも問題なく、今後の活動に支障がないこと」のいずれにも該当する場合は、1期のみ78歳以上の方の選出が可能となります。

各町会の委員数プラス予備で「新任候補者向け説明用チラシ」を同封してございますので新任候補者等へご依頼する際にご活用ください。

また、ご選出にあたりましては町会役員、現任民生委員、民生委員協議会長、社会福祉事業関係者等と十分にご協議をいただき、適任者の確保をいただければ幸いに存じます。

連絡先：直通25-5204

《保健医療部》

1. 【秩父市健康推進員候補者の推薦について】 担当課名：保健センター

現在、町会等からご推薦いただき活躍されている健康推進員の皆様は、令和7年3月31日をもって2年の任期が満了となります。本日お配りします推薦書にて次期候補者の推薦をお願いいたします。（再任可です。）

また、大滝地区につきましては各区長様へ後日推薦書等を依頼いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

連絡先：直通 22-0648

《環境部》

1. 【町会資源ごみ収集報奨金について】 担当課名：生活衛生課

本年も、資源ごみ収集実績に基づき報奨金を交付します。

ごみの減量化及び適正処理を行うとともに、資源の有効利用を図るため、ごみステーションを維持管理する町会に対して、令和6年1月から12月までの各ステーションに排出された、紙、布、カン及びビンについては1キログラムにつき1円、ペットボトルについては1キログラムにつき10円の報奨金を交付いたします。

交付申請書は1月9日付けで送付しましたので、環境部生活衛生課又は各総合支所地域振興課へ1月31日（金）までに提出いただきますようお願いいたします。

連絡先：直通 25-5202

《農林部》

1. 【「第75回全国植樹祭」100日前記念イベントの開催について】

担当課名：全国植樹祭準備室

「第75回全国植樹祭」の開催100日前の時期を迎えるに当たり、市民の皆様に全国植樹祭を周知し、開催機運を高めるため、「秩父はんじょう博」と連携して記念イベントを開催します。

全国植樹祭を身近に感じてもらい、森林・みどりの大切さや森林資源の循環利用の理解促進につなげることを目的として、記念式典や全国植樹祭をPRする展示ブース、木に触れて楽しめるワークショップなどを実施します。

開催日時

1月25日（土）・26日（日）午前10時～午後3時

※ 記念式典は1月25日（土）午前11時30分～正午

場所

ユニクス秩父シネマ棟北側特設会場

主催

埼玉県、第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会

第75回全国植樹祭秩父地域推進協議会

共催

秩父商工会議所

主な内容

(1) 記念式典（1月25日（土）午前11時30分～正午）

代表者挨拶、記念植樹など

(2) 出展ブース・ワークショップ

第75回全国植樹祭PR活動「どこでも植樹祭」

木のワークショップ、ミニ木育ひろば など

連絡先：直通22-2816

<今回のコミュニティ懇話会資料について>

今回のコミュニティ懇話会の市への提出書類の書式（データ）を市のホームページに掲載しますので、ご活用ください。

掲載先：<http://www.city.chichibu.lg.jp/9833.html>

または、市のホームページのトップの左下「市政情報」メニューから、「コミュニティ懇話会資料」をご覧ください。

<市のホームページトップ>

